

もも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により消費活動が冷え込むなか、輸入解禁要請がされている米国産ももとの一層の差別化を図り、県内もも農家の生産体制を強化するため、もも産地競争力強化支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、実施要領に基づき事業実施主体及び取組主体（以下「実施主体等」という。）が実施する事業に補助金を交付する市町村に対して補助金を交付するものとし、その補助区分及び補助対象経費、補助率は別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) もも振興品種への改植

国の改植事業（果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業）の対象外となる地続き2a未満の改植を行うものとする。ただし、同一地番における改植は年度1回を限度とする。

(2) ももの高品質化や高付加価値化に資する資材の導入

国の改植事業を実施する取組主体を対象として高品質化に資する資材（白色反射シート、帆柱資材）の導入、国の改植事業と（1）の改植事業を実施する取組主体を対象として高付加価値化に資する資材（無煙炭化器）の導入を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、実施主体等の補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時に実施主体等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、あらかじめ実施要領第5条に基づく計画変更の手続きを行った上で、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 実施主体等は、この事業により取得した財産等について、善良な管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(着 手)

第7条 実施主体等の事業の着手（資材の発注を含む。）は、原則として市町村長の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村長に交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとし、市町村長は交付決定前着手届の写しを知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 市町村長は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項のただし書に該当した実施主体等において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額か

ら減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施主体等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまでの間、関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第12条 この要綱により提出する書類は、農務事務所に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する実施主体等にあつては、原則として、事業を実施しようとする地区を所管する市町村長が農務事務所に提出するものとする。

（その他）

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

<別 表>

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 もも振興品種への改植	<p>1 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費</p> <p>2 果樹未収益期間（改植実施年を除く4年間）の栽培管理に要する経費</p>	<p>1 定額で1㎡当たり390円 <内訳> ・改植に係る経費： 1㎡当たり170円 ・未収益期間（4年分）の栽培管理費：1㎡当たり220円</p>	<p>1 補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>
2 ももの高品質化、高付加価値化に資する資材の導入	<p>1 高品質化に資する資材の導入に係る経費</p> <p><対象資材> ・白色反射シート ・帆柱資材</p>	<p>1 補助対象事業費の2分の1以内</p> <p>2 ただし、補助額の上限は以下のとおりとする。 10a当たり347,500円</p>	<p>1 補助対象経費間において、いずれか低い額の20%以内の増減</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合</p>
	<p>2 高付加価値化に資する資材の導入に係る経費</p> <p><対象資材> ・無煙炭化器</p>	<p>1 補助対象事業費の2分の1以内</p> <p>2 ただし、補助額の上限は以下のとおりとする。 1件当たり84,700円</p>	

※ もも振興品種とは、各産地の果樹産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画において生産を振興する品種

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、もも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画表 (別紙様式第1-1号)
- (2) 実施計画書 (実施要領 別添様式第1号)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

※押印を省略しても差し支えない。

事業計画（実績）表

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業実施主体	補助区分	対象面積 (m ²)	取組 件数	実施内容	備考
	1 もも振興品 種への改植				
	2 ももの高品 質化、高付加価 値化に係る資材 導入				
	1 もも振興品 種への改植				
	2 ももの高品 質化、高付加価 値化に係る資材 導入				
合 計					

(注1) 「区分」の欄については、〈別表〉の補助区分により記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負 担 区 分			備 考
		県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	

(注1) 「区分」の欄については、〈別表〉の補助区分により記入すること。

(注2) 備考欄には、経費の積算根拠を記入すること。

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金					
2 市町村補助金					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

(注1) 「区分」の欄については、〈別表〉の補助区分により記入すること。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 7 市町村長は、実施主体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付してはならない。
 - (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - (2) 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - (3) 実施主体が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。]

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由（具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳 (単位：円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

_____)
本店 ・ 支店 (支店名

預金種別

_____ 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金について、次のとおり事業を完了（中止、廃止）したので、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

補助金の額 金 円

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

- ・軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金の
仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったもも産地競争力強化支援事業費補助金
について、同補助金交付要綱第9条第3項の規定により報告します。

1 補助金の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

※押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

取組主体 氏 名

(事業実施主体名 代表者名)

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金財産処分承認申請書

〇〇年度もも産地競争力強化支援事業費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第11条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
 - ・財産管理台帳
 - ・その他知事が必要と認める書類

※押印を省略しても差し支えない。